

衆議院災害対策特別委員会

委員長 西村 章三 殿

「災害被災者支援法案」の抜本的改善と充実した審議を求める要請書

戦後最悪の阪神・淡路大震災が発生してから3年余が経過したもとでも、依然として災害被災者の生活再建は進んでいないどころか、ますます事態は深刻化しています。このような実態のもとで、参議院は、超党派議員による法案や旧3野党法案が実質審議に入ったのち、非公開の調整で自民党案を柱とし共同提案が採択されました。この法案は、阪神・淡路大震災被災者を適用除外する大きな問題をもつだけでなく、対象も制限し、災害被災者の生活再建の土台を作り上げる金額ともなっていません。災害被災者が生活再建の展望をもてる法案に改善することがきわめて重要です。

そもそもこの法案は、震災時に活躍し、その後の救援活動に参加した多くの市民たちとこれを支える広範な国民の活動と願いが発端となったものです。このような経過を十分反映した法案となることが強く望まれるところです。

災害列島のわが国で、日本国憲法で保障された「生存権」の確立の立場からも、すべての国民にとって重要な制度でもあります。以上の趣旨を踏まえ、衆議院での審議にあたっては、下記事項の実現をはかるよう強く要請します。

記

1. 「災害被災者生活支援法案」は、中堅層を含む幅広い被災者を対象に、生活再建に足る金額とし、阪神・淡路大震災被災者にも適用するものとする。
2. 法案審議にあたっては、最大の教訓をもつ阪神・淡路大震災の実態を具体的に反映し公開の場で充実した審議を行なうこと。

1998年5月7日

日 本 科 学 者 会 議

東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9階